平成２８年（フ）第３８号
福島県会津若松市新横町２番35号　ポーセリア102号、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西335番地
債務者　佐藤　真樹
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一ノ瀬美枝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
仙台市青葉区川平４丁目11番13号
債務者　浅野　竜士
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　太良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３１０号
仙台市泉区旭丘堤２丁目14番22号　コーポ堤202
債務者　千葉　　誠（旧姓佐羽内）
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　太良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４０８号
仙台市太白区八木山香澄町34番13―502号
債務者　渡邉　裕子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　　秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月６日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９号
愛媛県松山市千舟町７丁目11番地２　サクラメントハイツ303号
債務者　濵田真太朗
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　伸夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月29日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０５号
鹿児島県鹿児島市郡元２丁目16番21号
債務者　**徳**留　盛隆
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　稔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２９３号
大阪府岸和田市阿間河滝町1631番地
債務者　奥　佐知子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　幸保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月３日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第５２９号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目10番１―408号、従前の住所兵庫県宝塚市すみれガ丘２丁目３番１―1309号
債務者　河上　武夫
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５３０号
兵庫県宝塚市逆瀬台１丁目10番１―408号、従前の住所兵庫県宝塚市すみれガ丘２丁目３番１―1309号
債務者　河上佳代子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北山　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３１号
高知市一宮中町３丁目８番26号
債務者　岡本　和美
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　皿田　幸憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３４号
福岡県小郡市下岩田2069番地12
債務者　向井　誠一
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市橋　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第３６５号
北九州市門司区大字大積1234番地
債務者　渡邊　和正
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安元　隆治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３６６号
北九州市門司区大字大積1234番地
債務者　渡邊安尾こと　渡邊すみ子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安元　隆治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第８０４号
埼玉県上尾市大字上尾宿2123番地
債務者　新井　孝男
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８０５号
埼玉県上尾市大字上尾宿2123番地
債務者　新井　秀子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８３８号
埼玉県川口市西青木４丁目４番34号　スターコート西青木201号
債務者　渡部　一穂
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７４号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎２丁目３番33号　サンクォーレ平田202号
債務者　長谷川郁子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係